

介護老人保健施設 のぞみ 運営規程

医療法人社団 敬徳会

介護老人保健施設「のぞみ」運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(趣旨)

第1条 この運営規程は、医療法人社団 敬徳会の開設する介護老人保健施設 のぞみ（以下、「施設」という。）が介護保険法に基づく介護保険施設サービス、指定通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護サービス、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防短期入所療養介護サービスを提供するに当たり、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年10月23日千葉県条例第68号）第8章及び第10章に定める規定並びに「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」（平成24年10月23日千葉県条例72号）の規定によるもののほか、運営に関する規定を定め、もって事業の適正運営を図るものとする。

(事業の目的)

第2条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態等となり、介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険施設サービス、指定通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護サービス、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防短期入所療養介護サービスを提供し、もって保健医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 各サービス事業の運営方針は、次の通りとする。

(1) 介護保健施設サービス

1. 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることと共に、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
2. 入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
3. 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、及び他の介護保険施設、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(2) 指定通所リハビリテーション

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(3) 指定短期入所療養介護

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(4) 指定介護予防通所リハビリテーション

利用者が要支援1又は、要支援2状態になった場合、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療養その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。

(5) 指定介護予防短期入所療養介護

利用者が要支援1又は、要支援2状態になった場合、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図るものとする。

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 各サービス事業の職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

職種	介護保健施設サービス (介護予防) 短期入所療養介護	(介護予防) 通所 リハビリテーション	職 務	備 考 (兼務等の状況)
管理者(施設長)	1 人		施設職員及び兼務の管理	医師を兼務
医師	1.04 人		利用者の健康管理	
薬剤師	委託		薬の調剤	
看護職員	10 人	1 人	利用者の看護	
介護職員	25 人	5 人	利用者の介護	
支援相談員	1.04 人	1 人	利用者、家族の相談	
理学療法士 作業療法士	1.04 人	1 人	機能回復訓練の実施	
管理栄養士	2 人		利用者の栄養管理	
介護支援専門員	2 人		ケアプランの策定	
歯科衛生士	0.6 人	0.2 人	利用者の口腔機能管理	
調理員	実情に応じた適当数		入所者の食事調理	
事務職員	実情に応じた適当数		事務全般	
その他職員	実情に応じた適当数		送迎員 清掃職員	

(注)

人員配置は上記表以上を満たすものとする。

第3章 利 用 定 員

(定員)

第5条 各サービス事業の定員は、次の通りとする。

(1) 介護保健施設サービス

104名(内、認知症専門棟 36名)

指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護を含む。

(2) 指定通所リハビリテーション 35名

指定介護予防通所リハビリテーション 午前7名 午後8名

第4章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続の説明および同意)

第6条 施設は、サービス提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書(利用約款)を公布して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第7条 各サービス事業の内容は、次の通りとする。

- (1) 介護保健施設サービス
 1. 医療・介護・看護の各サービス
 2. 入浴
 3. 機能訓練
 4. 口腔ケア
 5. 食事
 6. 相談援助（入所者及び家族への助言援助）
- (2) 指定短期入所療養介護
前号に定めるサービス及び送迎サービス
- (3) 指定介護予防短期入所療養介護
前号に定めるサービス及び送迎サービス
- (4) 指定通所リハビリテーション
 1. 医療・看護・介護の各サービス
 2. 入浴
 3. 機能訓練
 4. 食事
 5. 口腔ケア
 6. 相談援助（利用者及び家族への助言援助）
 7. 送迎サービス
- (5) 指定介護予防通所リハビリテーション
前号に定めるサービス

(利用料その他の費用)

第8条

1. 各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、所得割合に応じて当該サービス介護保険適用の場合1割から3割負担とする。
2. 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に、入所者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
3. 前2項のほか、利用者が負担することが適当と認められる費用は別表1及び別表1－(2)の通りとする。
4. サービスの提供に当たっては、利用者またはその家族に対してサービスの内容・費用について事前に文書で説明した上で、支払の同意を得る旨の文書に署名（記名・押印）を受けるものとする。

(食事の提供)

第9条 食事の時間は、概ね以下の通りとする。

1. 朝食
午前 7時30分から
2. 昼食
午前 12時から
3. 夕食
午後 6時から

第5章 営業日及び営業時間

(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間)

第10条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日
月曜日から土曜日までとする。
但し、日曜日、12月31日から1月3日は除く。
2. 営業時間
午前9時から午後5時までとする。(送迎時間は除く)
但し、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合はこの限りではない。

第6章 送迎及び事業の実施地域

(通常の送迎実施地域等)

第11条

1. 指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護における通常の送迎の実施地域は、四街道市及び施設から10Km以内の区域とする。
2. 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションにおける通常の事業の実施地域は、四街道市、及び施設から10Km以内の区域とする。

第7章 サービスに当たっての留意事項

(日課の励行)

第12条 利用者は、施設の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、総合の親睦に努めるものとする。

(外出・外泊)

第13条 利用者は、外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設に届け出るものとする。

(衛生保持)

第14条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

(禁止行為)

第15条 利用者は、施設で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をかけること。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(身体拘束等)

第16条 当施設は、身体拘束廃止委員会を設置し原則として身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師等がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとし、委員会の管理運営は委員会規程によるものとする。

(褥瘡対策等)

第17条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策委員会を設置し、その発生防止するための体制を整備するものとし、委員会の管理運営は委員会規程によるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条

1. 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のため事故防止対策委員会を設置し、介護・医療事故を防止するための体制を整備するものとし、委員会の管理運営は委員会規程によるものとする。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行うものとする。
2. 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を医療するものとする。

(衛生管理体制)

第19条

1. 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
2. 当施設は、感染症が発生しまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため感染症対策委員会を設置し、必要な措置を講ずるための体制を整備するものとし、委員会の管理運営は委員会規程によるものとする。
3. 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
4. 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(非常災害対策)

第20条

1. 施設は非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について事業継続経過を策定し、職員及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員並びに入所者及び家族等に周知する。
2. 事業継続計画は、非常災害時、感染症蔓延時の事態に対応するものとする。
3. 非常災害時、感染症蔓延時に対しての、定期的な訓練・研修等を行う。

第8章 その他運営に関する重要事項

(苦情処理)

第21条 施設は、別表2に定める苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順などにより、入所者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するものとする。

(協力病院)

第22条 協力病院は、次の通りとする。

- (1) 協力病院名：医療法人 思誠会 勝田台病院
診療科目：内科、循環器科、消化器科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、その他
所在地：八千代市勝田622-2
- (2) 協力病院名：医療法人社団 愛信会 佐倉中央病院
診療科目：内科、循環器科、消化器科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、その他
所在地：佐倉市栄町20-4
- (3) 協力病院名：医療法人 沖縄徳洲会 四街道徳洲会病院
診療科目：内科、呼吸器科、循環器科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、その他
所在地：四街道市吉岡1830-1

- (4) 協力病院名：社会福祉法人 ユーカリ優都会 南ヶ丘病院
診療科目：脳神経外科、内科、循環器内科、呼吸器内科
所在地：佐倉市下志津218
- (5) 協力病院名：医療法人社団 威風会 栗山中央病院
診療科目：脳神経外科、内科、循環器内科、呼吸器内科
所在地：四街道市栗山906-1
- (6) 協力歯科医療機関名：医療法人社団 活生会 安寿歯科 四街道医院
所在地：四街道市大日322-8

(会計の区分)

第23条 各サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。

(生活保護者に対する扱い)

第24条 施設は、生活困窮のため最低限度の生活を維持することができない要介護者、要支援者に対し、生活保護法第15条の2及び同法第54条の2に従って通所リハビリテーション利用者及び介護予防通所リハビリテーション利用者に対しサービスを提供する。

(虐待の防止等)

第25条

- (1) 虐待防止の為の指針を設ける
- (2) 虐待防止にかかる体制として、虐待防止委員会を設置する。
- (3) 虐待防止委員会の委員長を、施設の虐待防止にかかる措置の担当者とする。
- (4) 虐待防止の為の従業者への研修を定期的かつ計画的に行う
- (5) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を示したマニュアルを策定する。

(その他)

第26条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団 敬徳会と、施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程を、平成15年5月29日に一部改正し施行する。

附 則

この規程を、平成16年6月20日に一部改正し施行する。

附 則

この規程を、平成16年12月10日に一部改正し施行する。

附 則

この規程を、平成17年7月1日に一部改正し施行する。

附 則

この規程を、平成17年9月1日に一部改正し施行する。

附 則

この規程を、平成17年10月1日に一部改正し施行する。

附 則

この規程を、平成17年10月13日に一部改正し施行する。

附 則

この規程を、平成17年10月31日に一部改正し施行する。

附 則

この規程を、平成18年4月1日に一部改正し施行する。

附 則

この規程を、平成18年5月1日に一部改正し施行する。

附 則

この規程を、平成18年6月1日に一部改正し施行する。

附 則

この規程を、平成19年4月1日に一部改正し施行する。

附 則

この規程を、平成19年7月1日に一部改正し施行する。

附 則

この規程を、平成19年10月1日に一部改正し施行する。

附 則

この規程を、平成20年5月1日に一部改正し施行する。

附 則

この規程を、平成20年6月1日に一部改正し施行する。

附 則

この規程を、平成21年8月1日に一部改正し施行する。

附 則

この規程を、平成23年4月1日に一部改正し施行する。

附 則

この規程を、平成24年6月1日に一部改正し施行する。

附 則

この規程を、平成25年4月30日に一部改正し施行する。

附 則

この規程を、平成26年4月1日に一部改正し施行する。

附 則

この規程を、平成26年8月1日に一部改正し施行する。

附 則

この規程を、平成27年1月1日に一部改正し施行する。

附 則

この規程を、平成30年8月1日に一部改正し施行する。

附 則

この規程を、令和元年10月1日に一部改正し施行する。

附 則

この規程を、令和6年4月1日に一部改正し施行する。

附 則

この規程を、令和6年7月18日に一部改正し施行する。

附 則

この規程を、令和6年11月1日に一部改正し施行する。

(別表1)

サービスの利用料及びその他の費用

(1日当たりの費用)

	介護保健施設サービス	短期入所療養介護	通所リハビリテーション
居住費・滞在費 (多床室)	470円	470円	
居住費・滞在費 (個室)	1,640円	1,640円	
食費	2,000円	2,000円	
食材費			730円
おやつ代			100円
日用品費	50円	50円	200円
教養娯楽費	200円	200円	200円
電気使用料	日額 電気毛布 110円 タブレット・ラジオ 55円 ひげそり充電 11円 月額 携帯電話 825円	日額 電気毛布 110円 タブレット・ラジオ 55円 ひげそり充電 11円	
おむつ代 (1枚当たり) 尿取りパッド フラット パンツタイプ リハビリパンツ			55円 110円 174円 220円
理美容代 (月1回)	実費	実費	
特別室料金 個室	2,000円	2,000円	
洗濯代 (1ネット)	810円	810円	
電話使用料	実費	実費	
文書作成料	実費	実費	

※ 上記の表は税込みの値段である。

※ 食費2,000円の内訳は (朝食570円 昼食730円 夕食700円) である。

※ 日用品費は、石鹸代等である。

※ 教養娯楽費は、レクリエーション材料費 (遊具購入費、行事材料費等) である。

※ 電気使用料は、電気毛布が110円 (日額)、ラジオ等が55円 (日額)、携帯電話が825円 (月額)、ひげそりの充電が11円 (日額) である。

※ 洗濯代は、都合により施設での洗濯を希望される場合の使用料である。月額上限9,720円である。

※ その他の利用者の希望に応じて、サービスを提供する場合は、その同意のもとに、積算を明らかにして実費相当を負担してもらうこととする。

(別表１－（２）)

サービスの利用料及びその他の費用

(１日当たりの費用)

	介護予防短期入所療養介護	介護予防通所リハビリテーション
滞在費（多床室）	４７０円	
滞在費（個室）	１,６４０円	
食費	２,０００円	
おやつ代		午後 １００円 午前 ５０円
日用品費	５０円	１００円
教養娯楽費	２００円	１００円
電気使用料	電気毛布（日額） １１０円 タブレット・ラジオ ５５円 ひげそり充電 １１円	
おむつ代（１回当たり） 尿取りパッド フラット パンツタイプ リハビリパンツ		５５円 １１０円 １７４円 ２２０円
理容代（月１回）	実費	
特別室料金 個室	２,０００円	
電話使用料	実費	
洗濯代（１ネット）	８１０円	

※食費２,０００円の内訳は（朝食５７０円 昼食７３０円 夕食７００円）である。

※日用品費は、石鹸代等である。

※教養娯楽費は、レクリエーション材料費（遊具購入費、行事材料費等）である。

※電気使用料は、電気毛布が１１０円（日額）、ラジオ等が５５円（日額）、携帯電話が８２５円（月額）、ひげそりの充電が１１円（日額）である。

※洗濯代は、都合により施設での洗濯を希望される場合の使用料である。月額上限９,７２０円である。

※その他の利用者の希望に応じて、サービスを提供する場合は、その同意のもとに、積算を明らかにして実費相当を負担してもらうこととする。

※上記の表は税込みの値段である。

(別表２)

苦 情 処 理 体 制

1. 利用者からの相談または苦情に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

相談・苦情受付窓口担当者

医療法人社団 敬徳会

担当 施設サービス部長 永野慎一

相談・苦情受付窓口連絡先

電 話 番 号 0 4 3 - 4 2 1 - 6 8 6 8

FAX 番 号 0 4 3 - 4 2 1 - 6 5 6 5

2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- (1) 苦情の内容の聞き取り、把握。
- (2) 問題が生じた部署に苦情を伝達。
- (3) 問題が生じた部署での退所の問題点の把握
- (4) 管理者等施設の責任者に苦情を伝達するとともに、問題が生じた部署での対処の問題点を伝達する。
- (5) 施設としての意思決定。（謝罪、事実の伝達、説明、市町村、県等への報告書等）
- (6) 施設における反省事項の整理。
- (7) 苦情処理台帳への記載。